

吹田市環境まちづくりガイドライン

【開発・建築版】の手引き

(令和5年度版)

令和5年11月1日
吹田市環境部環境政策室

目次

1. 本手引きの目的	1
2. 届出の対象事業者	1
3. 届出内容	1
4. 手続きの流れ	
(1) 環境まちづくり方針（案）の手続き	2
(2) 環境まちづくり方針の手続き	3
(3) 環境まちづくり実施報告書の手続き	3
5. 届出様式の記入等について	
(1) 表紙の記入上の注意	5
(2) 概要の記入上の注意	6
(3) 取組事項チェックリストの記入上の注意	9
(4) 参考資料の提出	27

1. 本手引きの目的

「吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】（以下「ガイドライン」という。）」は、市内で開発や建築などを行おうとする事業者（以下「事業者」という。）が、地球温暖化問題やヒートアイランド現象対策、良好な景観の創出、環境保全、地域社会との調和などについて、先進的で質の高い取組を実施するために策定しているものです。

本手引きは、事業者がガイドラインに基づき実施する手続きの流れや届出様式の記入上の注意等を詳細にまとめたものです。

事業者は、本手引きに従って手続きを進めることはもとより、先進的で質の高い環境取組の実施に努めてください。

2. 届出の対象事業者

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」（以下「条例」という。）第2条第15号に定義される「大規模開発事業者」に該当する者。

用語の定義（条例第2条の一部抜粋）

- （1）大規模開発事業 大規模開発行為及び大規模建築行為をいう。
- （2）大規模開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為であって、事業区域の面積が3,000平方メートル以上のものをいう。
- （3）大規模建築行為 建築行為であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 事業区域の面積が1,000平方メートル以上の中高層建築物の建築
 - イ 事業区域の面積が3,000平方メートル以上の低層建築物（中高層建築物以外の建築物をいう。
- （中略）
- （15）大規模開発事業者 大規模開発事業に係る工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

3. 届出内容

（1）「環境まちづくり方針（案）」（様式1）

当該事業における環境まちづくりの方針及び実施するガイドライン取組事項の内容などの案。

※環境まちづくり方針（案）は事業立案段階での作成となるため、具体的な設備機器の記載等は可能な範囲で行ってください。

(2) 「環境まちづくり方針」(様式2)

市との事前協議の結果を踏まえ、上記(1)の内容に反映させたもの。

(3) 「環境まちづくり実施報告書」(様式3)

事業者が実際に実施したガイドライン取組事項の内容など。

※環境まちづくり実施報告書は現在進行形の内容を除き、原則、過去形で実績を記載してください。

4. 手続きの流れ

(1) 環境まちづくり方針(案)の手続き

ア 実施を予定している開発や建築事業の立案段階において、ガイドラインや本手引きをもとに、「環境まちづくり方針(案)」を作成してください。

環境まちづくり方針(案)の取組事項チェックリストについては、全ての取組事項に対して、実施の有無欄にチェックを入れ、実施内容欄に実施内容を記入してください。

イ 大規模開発事業の構想に係る説明を求められたとき(条例第13条第3項)又は説明会の開催等(第16条第1項)において、作成した「環境まちづくり方針(案)」を関係住民に示し、説明を行ってください。

関係住民に配付する「環境まちづくり方針(案)」については、事業の立案段階のものであることから、「表紙及び概要(1)～(3)」のみ(白黒)でも結構ですが、その場合は、取組事項チェックリストを含む「環境まちづくり方針(案)」の全内容が後日、市のホームページに掲載されることを伝えてください。

また、取組事項チェックリストの内容についての説明が求められた場合は、その内容の説明も行ってください。仮に説明しきれなかった内容がある場合には、その内容の回答方法(見解書(条例第17条第2項)、環境まちづくり方針等)についても伝えるようにしてください。

ウ 説明終了後、すみやかに(大規模事前協議(条例第19条第1項)の開始までに)、配付した「環境まちづくり方針(案)」(取組事項チェックリストを含む)を提出してください。提出部数は、正副2部(ともにカラー印刷)です。

提出後、「環境まちづくり方針(案)」のエクセルデータ等を電子メールで提出してください。

※構想届出書の提出等を要しない建築行為（条例施行規則第3条）に該当する事業のうち、環境まちづくりに着手する事業の場合は、大規模事前協議（条例第19条第1項）の開始と同時期に、作成した「環境まちづくり方針（案）」（取組事項チェックリストを含む）を提出してください。

（2）環境まちづくり方針の手続き

ア 方針（案）手続き完了時の事業計画や関係住民からの意見等を踏まえたうえで、ガイドラインや本手引きをもとに、「環境まちづくり方針」の下見を作成し、電子メールなどで提出してください。

イ 下見の内容確認後、協議を行います。その後、内容が整い次第「環境まちづくり方針」を提出してください。提出部数は、正副2部（ともにカラー印刷）です。

なお、取組事項に記載の内容と関係室課（環境政策室(中高層担当)、環境保全指導課、事業課、都市計画室、管路保全室、危機管理室）の協議内容との整合を確認するため、提出は関係室課（環境政策室(中高層担当)、環境保全指導課、事業課、都市計画室、管路保全室、危機管理室）からの協議終了通知を当室(環境まちづくり担当)が受けた後となりますので、ご注意ください。

提出後、「環境まちづくり方針」のエクセルデータ等を電子メールで提出してください。

（3）環境まちづくり実施報告書の手続き

ア 完了の届出（条例第26条第1項）の1ヶ月程度前にガイドラインや本手引きをもとに、「環境まちづくり実施報告書」の下見を作成し、電子メールなどで提出してください。

※内容の確認等に時間を要することが多いため、時間に余裕をもって下見を提出してください。なお、本手引きの内容が反映されていない等の場合は、下見の提出から届出の提出までに1ヶ月以上の期間を要する場合がありますので、ご注意ください。

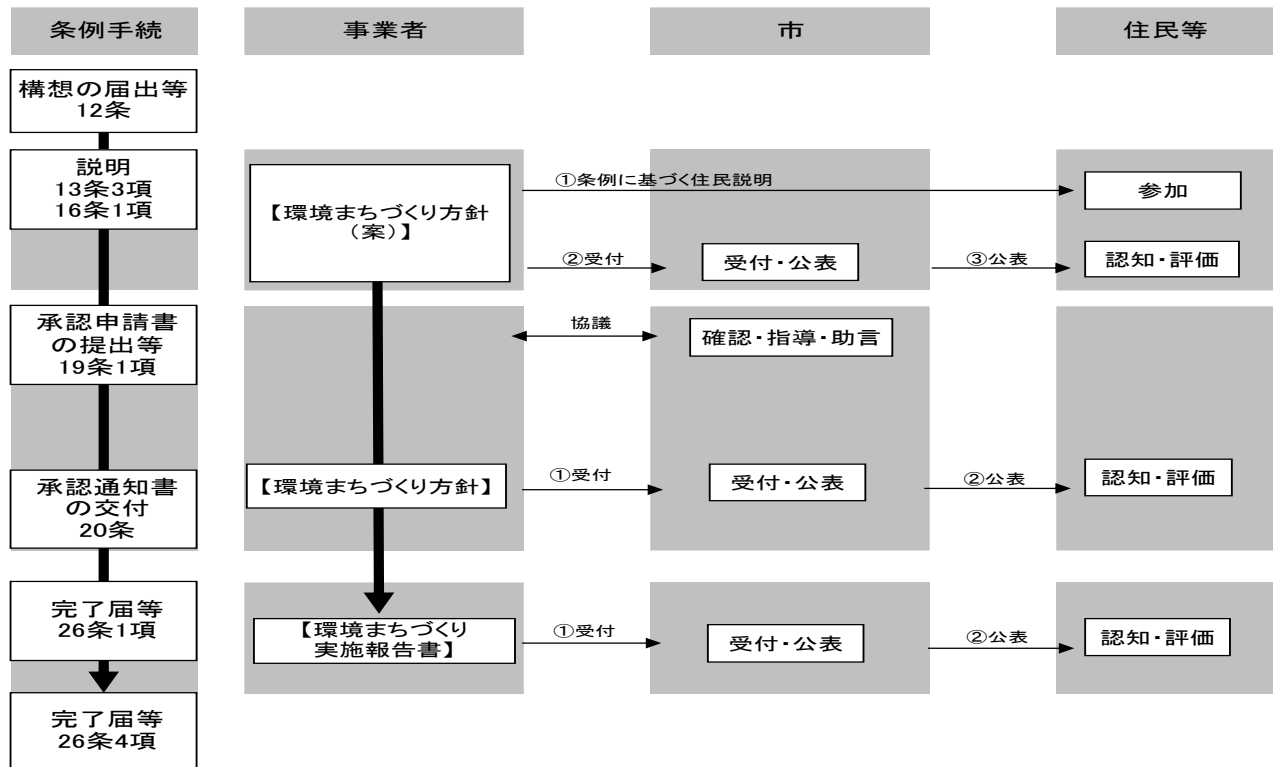
イ 下見の内容確認後、協議を行い、内容を整えた後、完了の届出（条例第26条第1項）の際に「環境まちづくり実施報告書」を提出してください。提出部数は、正副2部（ともにカラー印刷）です。

提出後、「環境まちづくり実施報告書」のエクセルデータ等を電子メールで提出してください。

※ガイドライン（平成30年度版以降）の案件で、完了の届出（条例第26条第1項）の際に、環境まちづくり実施報告書の提出が無い場合は、提出を催促する旨の通知を行い、それでも提出が無い場合は住民への情報提供の観点から提出がない事業として本市ホームページに事実の公表を行います。

※提出された実施報告書の内、先導的な環境取組(ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)設計でZEH-M Ready以上、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)設計で『ZEB』取得、CASBEEでSランク取得、L2-Tech認証製品の採用)を実施した事業については、本市ホームページにて別途公表します。

手続きフロー図



5. 各届出の記入等について

各届出は以下を参照し、記入してください。

なお、以下は「環境まちづくり方針」の様式ですが、全様式共通の内容です。

(1) 表紙の記入上の注意

環 境 ま ち づ く り 方 針				様式2
令和 年 月 日 (年) 吹 田 市 長 あて 住所 ※注1 事業所 氏名 電話 () -				
受 付 番 号				
事 業 の 名 称				
対 象 事 業 区 域	吹田市			
※注1 設 計 ・ 代 理 者	住 所 氏 名 電 話 () - (担当者:)			
※注1 工 事 施 工 者	住 所 氏 名 電 話 () -			
事 業 予 定 期 間	令和 年 (年) 月 日 から 令和 年 (年) 月 日 まで			
事 業 の 規 模		計 画 部 分	既 存 部 分	合 計
	対 象 事 業 面 積	m	m	m
	建 築 面 積	m	m	m
	延 べ 面 積	m	m	m
	最 高 の 高 さ	m	m	
構 造 ・ 階 数	造・一部 造			
	地 上 階 ・ 地 下 階			
	区分	☐ 新 築 ☐ 増 築 ☐ 改 築 ☐ 新 設 ☐ 増 設		
	事業の目的・内容	☐ 開発行為事業(目的 :) ☐ 建築物の新築又は増改築の事業 ☐ 工場・事業場 ☐ 住宅・共同住宅 (戸) ☐ 商業施設 ☐ 事務所 ☐ 公共的建築物 ☐ その他 () ☐ その他 ()		
環境まちづくりの内容	ガイドライン取組事項チェックリストによる			
添 付 書 類	・ガイドライン取組事項チェックリスト ・工事関連車輛通行ルート図 ・その他必要と認める図書			
				第 号

注1 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

【受付番号及び事業の名称】
条例の手続きにおける受付番号及び事業の名称と記載を合わせてください。

【工事施工者】
工事施工者が決まっていない場合は「未定」と記載してください。

【事業の目的・内容】
条例に定義されている開発行為に該当する場合は、「開発行為事業」にチェックを入れ、事業の目的をその横の()内に記載してください。

条例に定義されている建築行為に該当する場合は、「建築物の新築又は増改築の事業」にチェックを入れ、事業の目的をその下の()内から選択し、チェックを入れてください。

(2) 概要の記入上の注意

背景が黄色になっている部分に内容を記載してください。

実施率や折れ線グラフ等、背景が白色の部分には取組事項（No. 1～No. 105）にチェックを入れたら、自動で入力されます。

環境まちづくりの概要(1)

事業者の環境方針	
当該事業における環境まちづくり方針	

1. 実施率と主な実施内容

1-1. 工事中

実施率 パーセント

（小数点第2位以下切り捨て）

---:方針(高)、—:方針

実施する・一部実施するの項目数

該当なしを除いた項目数

=

	公害防止(1)	公害防止(2)	地域安心	新築・工法	快適環境	近隣関係
方針						
方針(高)						

主な実施内容

【事業者の環境方針】

ホームページや CSR 報告書等に記載の事業者の環境方針を記載してください。

引用元の資料を提出してください。

無い場合は空欄としてください。

【当該事業における環境まちづくり方針】

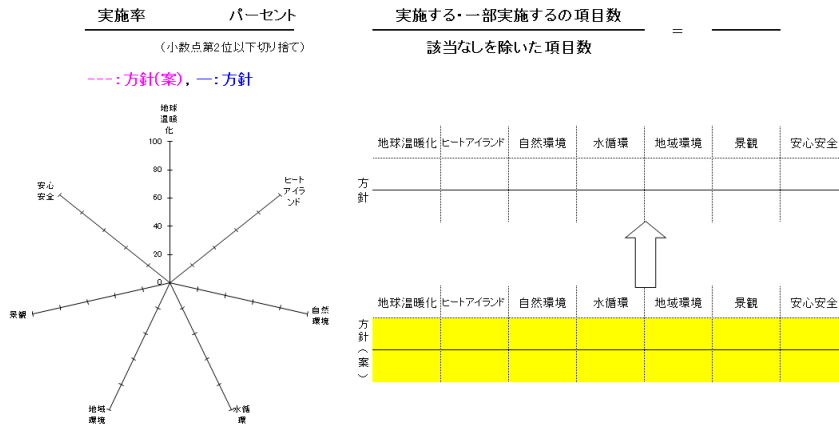
当該事業の方針を記載してください。

【主な実施内容】

工事中の取組事項であるNo.1～No.54 において、「実施する」とチェックをしたものの内、主要な取組の「実施内容」をそのまま転記してください。（4つ程度で可）

環境まちづくりの概要(2)

1-2. 施設・設備等



主な実施内容

(1) 再生可能エネルギー・エネルギー効率の高いシステム・エネルギーを管理するシステムの導入

導入内容

(2) 緑地面積 緑化率 % 条例基準分 %以上

実施内容(緑化率に換算されない緑地(駐車場緑化・ベランダ緑化・花壇など)の面積など)

(3) 雨水利用 雨水貯留量 t うち雨水利用量 t

利用目的 ☐ 植栽水やり ☐ トイレの流水 ☐ 洗車 ☐ その他 ()

(4) 上記以外の主な実施内容

【主な実施内容(1)】

導入内容には、取組事項No.57～No.58の内容を原則全て記載してください。

【主な実施内容(4)】

施設・設備等の取組事項であるNo.55～No.105において、主な実施内容(1)～(3)に関するものを除いて、「実施する」とチェックをしたものの内、主要な取組の「実施内容」をそのまま転記してください。(3つ程度で可)

環境まちづくりの概要(3)

2. 方針(事)からの変更箇所(変更箇所があれば記入してください。)

[illegible]

3. その他(本ガイドライン記載の取組事項以外に実施する環境まちづくりの取組を記載ください。)

【変更箇所】

変更箇所が多数ある場合は、
同じ変更内容のものを 1 つの
枠の項目番号にまとめて記載
することで対応してください。

例：項目番号「1、10、22」

修正前のチェック内容「一部実施する」

修正後のチェック内容「実施する」

【その他】

取組事項 (No. 1～No. 105) 以外
に環境まちづくりに関する取
組がある場合のみ記載してく
ださい。

供用後の居住者や施設利用者に対する働きかけ（例：居住者の省エネ行動促進のための情報発信、施設利用者に対する3R（リデュース・リユース・リサイクル）の促進）等があれば、こちらに記載してください。

(3) 取組事項チェックリストの記入上の注意

取組事項チェックリストの実施の有無欄に「実施しない」「該当なし」のチェックを入れる場合においても、実施内容欄には、理由を記入することになるため、空欄にはなりません。

ガイドライン記載内容	記入上の注意点
1. 「低公害型建設機械の使用」 排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 できる限りの使用とする場合は、チェックを「一部実施する」とし、実施内容を「排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械をできる限り使用します。」のように記載してください。
2. 「低燃費型建設機械の使用」 低燃費型の建設機械（ハイブリッド式パワーショベルなど）を使用します。	市場に流通している台数が少ないため、できる限りでの使用をお願いします。 チェックは「一部実施する」が標準となります。
3. 「アイドリングの禁止」 排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしません。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
4. 「環境に配慮した運転」 空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
5. 「稼働台数の抑制」 工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
6. 「工事の平準化」 一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
7. 「機械類の整備点検」 機械類は適切に整備点検を行います。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。

8.「低公害、低燃費車の使用」 燃費や排出ガス性能のよい車両を使用します。	対象とする車両は、通勤等で利用する車両及び資材搬出入車両です。 低公害、低燃費車に該当する車種については、「大阪エコカー普及戦略」で定義されているエコカーとなります。（ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、電気自動車、クリーンディーゼル車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素エンジン自動車、超低燃費車） 「大阪エコカー普及戦略」→ http://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/haigasus/sesaku.html できる限りの使用とする場合は、チェックを「一部実施する」とし、実施内容を「燃費や排出ガス性能のよい車両をできる限り使用します。」のように記載してください。
9.「工事関連車両の表示」 工事関連車両であることを車両に表示します。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
10.「周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設定」 工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定します。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 できる限りの使用とする場合は、チェックを「一部実施する」とし、実施内容を「工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯をできる限り避けて設定します。」のように記載してください。
11.「建設資材の搬出入における車両台数の抑制」 建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制します。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
12.「通勤等で利用する車両台数の抑制」 作業従事者の通勤、現場監理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制します。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。

13.「土砂の積み降ろし時の配慮」 ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
14.「タイヤ洗浄」 周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行います。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
15.「ドラム洗浄時の配慮」 コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
16.「場外待機の禁止」 工事関連車両を場外に待機させません。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
17.「クラクションの使用抑制」 クラクションの使用は必要最小限にします。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
18.「アイドリングの禁止」 自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
19.「環境に配慮した運転」 空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
20.「防音シートなどの設置」 建設作業時は、仮囲いと養生シートを設置し、解体作業時は、仮囲いと防音シートを設置します。なお、必要に応じて防音シートや防音パネルの設置等、さらなる防音対策を行います。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなりますが、解体作業が無い等の場合は、実施内容を解体作業の内容を除いたもの等としてください。
21.「丁寧な作業」 建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。

22.「騒音や振動の少ない工法の採用」 杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
23.「近隣への作業時間帯の配慮」 騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
24.「粉じん飛散防止対策」 周辺への粉じん飛散を防止するため、解体・掘削作業、土砂等の堆積場の設置等を行う場合は、散水等の粉じん飛散防止対策を行います。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。 解体が無い場合には、「解体」の文言は削除してください。
25.「アスベストの調査など」 建築物などの解体の際は、アスベストの使用の有無を調査するとともに、調査結果を表示した標識を近隣住民の見やすい位置に設置し、市長にも報告します。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 ①解体が無い場合 チェックを「該当なし」とし、実施内容は「解体が無いため」のように記載してください。 ②解体が有りの場合 調査済みか否かを確認し、調査済みの場合は「建物などの解体時にアスベストの使用の有無を調査しました。調査結果を・・・報告しました。」のように記載し、調査未実施の場合は、原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
26.「アスベストの飛散防止対策」 アスベストを含有する建築物などの解体の際には、確実な飛散防止対策を行います。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。 解体が無い場合やアスベストの使用が無い場合には、チェックを「該当なし」とし、実施内容は「解体が無いため」「アスベストの使用がなかったため」のように記載してください。
27.「濁水や土砂の流出防止」 道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。

28.「塗料などの適正管理及び処分」 塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分します。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
29.「土壌汚染対策」 土壌調査を実施する際には、関係法令に準拠した地歴調査・土壌汚染状況調査を実施し、汚染が判明した場合には適切な措置方法について協議します。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 環境保全指導課との土壌汚染に係る法令協議の対象であるか否かを確認し、以下のとおりとしてください。 ①対象でない場合 チェックを「該当なし」とし、実施内容は「形質変更面積が 3,000 m²未満であり、法令の対象外であるため」のように記載してください。 ただし、法令に基づかない自主調査を実施する場合または実施した場合は、「実施する」にチェックし、その旨と結果を記載してください。 ②対象である場合 法令に基づく調査結果を記載してください。 ・調査結果において汚染無しの場合 チェックを「該当なし」とし、実施内容は「法令に基づく地歴調査の結果、汚染のおそれなかったため」又は「法令に基づく地歴調査の結果、汚染のおそれが確認されたことから、土壌汚染状況調査を実施し汚染がないことを確認したため」のように記載してください。 ・汚染有りの場合 実施内容は「法令に基づく地歴調査・土壌汚染状況調査の結果、汚染が判明したことから、適切な措置方法について市と協議します。」のように記載してください。 ・結果が出ていない場合 実施内容は原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
30.「地盤改良時の配慮」 セメント及びセメント系改良剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工します。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。

31.「周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用」 周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用します。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
32.「アスファルト溶解時の臭気対策」 アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対策を行います。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
33.「現地焼却の禁止」 現地では廃棄物などの焼却は行いません。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
34.「解体時の環境汚染対策」 解体を伴う工事の際は、保管されているPCB使用機器、空調機器などに使用されているフロン類などやその他有害廃棄物の状況を工事实施前に調査し、環境汚染とならないよう適正な処理を行います。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 ①有害廃棄物の調査済みで有りの場合 「有害廃棄物の状況を事前に調査した結果、〇〇（有害廃棄物を記載）があったため、環境汚染とならないよう適正な処理を行いました。」のように記載してください。 ②有害廃棄物の調査済みで無しの場合 チェックを「該当なし」とし、実施内容は「有害廃棄物の状況を事前に調査した結果、有害廃棄物はありませんでした。」のように記載してください。 ③有害廃棄物の調査未実施の場合 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。 ④解体が無い場合 チェックを「該当なし」とし、実施内容は「解体が無いため」のように記載してください。
35.「仮設トイレ設置時の臭気対策」 仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行います。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
36.「産業廃棄物の適正処理」 建設工事から生じる産業廃棄物は、適正に処理を行います。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。

37.「地域との連携における事故の防止」 近隣自治会などから地域の交通情報の聴き取りを行い、十分な人数の警備員を配置し事故防止に努めます。	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
38.「児童などへの交通安全の配慮」 児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮します。	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
39.「夜間や休日の防犯対策」 夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠するなどの対策を講じます。	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
40.「児童などへの見守り、声かけ」 登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取組みます。	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
41.「地域の防犯活動への参加」 近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に参加します。	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
42.「エネルギー消費の抑制」 エネルギー効率のよい機器の利用などにより、工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
43.「残土発生の抑制」 建設発生土は発生した建設現場での土地の造成に再利用するなど、残土の発生を抑制します。	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
44.「廃棄物の減量」 資材の梱包などを最小限にして廃棄物を減量します。	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
45.「仮囲い設置時の配慮」 仮囲いの設置にあたっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮します。	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
46.「仮設トイレ設置時の配慮」 仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所などを工夫します。	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
47.「周辺道路の清掃」 工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行います。	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。

48.「場内整理」 建設資材、廃棄物などの場内整理を行います。	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
49.「打ち水」 夏期において雨水等の用水が確保できる場合は、周辺道路などに打ち水を行います。	①雨水等の用水を確保して実施する場合 チェックを「実施する」とし、実施内容は「夏期において雨水等の用水を確保し、周辺道路などに打ち水を行います。」のように記載してください。 ②雨水等の用水の確保が可能か否か、不確かな場合 チェックを「実施する」とし、実施内容は原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。 ③雨水等の確保が困難な場合 水道水での実施を検討し、可能な場合は、チェックを「一部実施する」とし、実施内容は「夏期において水道水を確保し、周辺道路などに打ち水を行います。」のように記載してください。
50.「工事内容の事前説明及び周知」 近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事実施中も適宜、現況と今後の予定をお知らせします。また、解体工事を行う場合は、市条例に基づき、事前に工事の概要を表示した標識を設置します。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
51.「苦情対応」 工事に関する苦情窓口を設置し連絡先などを掲示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応します。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
52.「工事内容の事前説明及び工事計画の配慮」 〇〇に対して、工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画にします。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。文頭の〇〇に、周辺にある具体的な教育、医療、福祉施設の名称を記入してください。 【例：〇〇小学校に対して、工事実施前に・・・します。】 周辺に教育、医療、福祉施設が無い場合には、チェックを「該当なし」とし、実施内容を「周辺に教育、医療、福祉施設が無い場合のため」のように記載してください。

53.「騒音、振動などの配慮」 〇〇に対して、騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をします。	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。文頭の〇〇に、周辺にある具体的な教育、医療、福祉施設の名称を記入してください。 【例：〇〇小学校に対して、騒音、・・・します。】 周辺に教育、医療、福祉施設が無い場合には、チェックを「該当なし」とし、実施内容を「周辺に教育、医療、福祉施設が無い場合のため」のように記載してください。
54.「複合的な環境影響の抑制」 工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施工者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
55.「大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用」 大阪府建築物の環境配慮制度において高い評価結果を得られるよう努めるとともに、その評価結果を大阪府建築物環境性能表示制度により広告物などに表示します。	延床面積（増改築の場合は増改築部分）が2,000 m²を超える建築物を新築又は増改築する場合は、原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。 それ以外の建築物を新築又は増改築する場合には、以下のとおりとしてください。 ①大阪府建築物の環境配慮制度や大阪府建築物環境性能表示制度を自主的に活用する場合 実施内容を「建築物の環境性能の向上に努めるとともに、大阪府建築物の環境配慮制度や大阪府建築物環境性能表示制度を活用します。」のように記載してください。 ②大阪府建築物の環境配慮制度や大阪府建築物環境性能表示制度を活用しない場合 チェックを「該当なし」とし、実施内容を「延床面積が2,000 m²を超える建築物の新築又は増改築でないため」のように記載してください。
56.「ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）設計」 戸建住宅はZEH設計、集合住宅はZEH-M設計、非住宅建築物はZEB設計とし、消費するエネルギー	建築物の用途に合わせて、記載してください。 ※戸建住宅は、ZEHもしくはNearly ZEHを目指してください。 集合住宅は、3階建以下の場合はZEH-Mもしくは

ギーを極力減らすようにします。	は Nearly ZEH-M、4～5 階建の場合は ZEH-M ready 以上、6 階建以上の場合は ZEH-M Oriented 以上を目指してください。 非住宅建築物は、延床面積 10,000 m²未満の場合は ZEB ready 以上、延床面積 10,000 m²以上の場合は ZEB Oriented 以上を目指してください。 【例：戸建住宅のモデルハウスは、ZEH 設計とします。 5 階建の集合住宅のため、ZEH-M ready 設計とします。】 《補足》 ZEH（読み方：ゼッチ）とは、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支を正味でゼロとすることを目指した住宅のこと。ZEH-M（ゼッチ・マンション）、ZEB（ゼブ）はそれぞれ集合住宅、非住宅建築物の場合を指す。 ZEH は、創エネを含めて省エネ率 100%以上。Nearly ZEH は、創エネを含めて省エネ率 75%以上 100%未満。ZEH Ready は創エネを含めて、省エネ率 50%以上 75%未満。ZEH Oriented は、省エネ率 20%以上。
57.「再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用」 太陽光、太陽熱、風力などの再生可能エネルギーや地下水、地中熱などの未利用エネルギーを活用します。	太陽光、太陽熱、風力などの再生可能エネルギーや地下水、地中熱などの未利用エネルギー（特に温度差エネルギー）について、導入設備名及び発電能力を記載してください。 【例：太陽光発電設備（10kW）、太陽熱利用設備、風力発電設備（300W）、ハイブリット型発電設備（太陽光 100W、風力 300W）、地下水や地中熱利用による空調負荷削減など】
58.「エネルギー効率の高いシステムの導入」 エネルギー効率の高い地域冷暖房、コージェネレーション、ヒートポンプシステム、照明制御システムなどを導入します。	エネルギー効率の高いシステムやそれを導入した設備について、機器の設置台数、省エネ性能（APF、熱効率等）、具体的な製品名等の詳細を記載してください。

	【例：ヒートポンプシステムを導入した高効率空調機器（5 台、平均 APF5.5）、エネファーム（10 台、発電効率 50%）、明るさ自動制御照明システムの採用など】
59. 「エネルギーを管理するシステムの導入」 エネルギーマネジメントシステムなどを導入します。	導入するエネルギーを管理するシステムについて、具体的に記載してください。 【例：HEMS、BEMS など】
60. 「冷媒漏えい（使用時排出）の防止」 高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備（空調機器、冷蔵冷凍庫など）を設置する際には、設置後に配管などからの冷媒の漏えい（使用時排出）が発生しないように設計します。	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。 高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備（空調機器、冷蔵冷凍庫など）の設置が無い場合には、チェックを「該当なし」とし、実施内容を「高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備の設置がないため」のように記載してください。
61. 「建築物のエネルギー負荷の抑制」 採光や通風性の考慮や断熱性能を向上させることで、建築物のエネルギー負荷を抑制します。	採光や通風性の考慮や断熱性能を向上させる工夫を具体的に記載してください。 【例：LOW-E 複層ガラス、ペアガラスなど】 住宅性能表示制度の断熱等性能等級を取得する場合は等級についても記載してください。
62. 「長寿命な建築物の施工」 基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工します。	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。 住宅性能表示制度の劣化対策等級を取得する場合は等級についても記載してください。
63. 「環境に配慮した製品の採用」 グリーン購入法適合品、エコマーク商品などの資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用します。	資源循環や環境保全に配慮した製品を具体的に記載してください。採用する場所や面積等についても記載してください。 【例：高炉セメント（エコマーク商品）、敷地へのメインアプローチ部分に吹田市の灰溶融スラグ入りインターロッキングブロック（100 m²）、節水器具（50 台）など】 具体的に採用する製品が決まっていない場合は、原則、ガイドライン記載内容どおりとしてください。 インターロッキングブロックの採用がある場合は、特段の理由がない限り吹田市の灰溶融スラグ入りインターロッキングブロックを採

	用してください。
64.「木材（国産材、大阪府内産材）の利用」 資源循環や環境保全に配慮し、木材（国産材、大阪府内産材）を積極的に採用します。	木材を利用した製品を具体的に記載してください。採用する場所や面積、木材使用量（ m^3 ）等についても記載してください。 具体的に採用する製品が決まっていない場合は、原則、ガイドライン記載内容どおりとしてください。
65.「電気自動車用充電設備の設置」 電気自動車用の充電設備を設置します。	設置する電気自動車用の充電設備の種類（急速充電器又は普通充電器）と台数を記載してください。
66.「宅配ボックスの設置」 再配達によるエネルギー消費を減らすため、集合住宅には宅配ボックスを設置します。	集合住宅以外の場合は、チェックを「該当なし」とし、実施内容を「集合住宅でないため」のように記載してください。
67.「建物屋根面、壁面の高温化抑制」 高反射率塗料の塗布、再帰性高日射反射率建材の採用、壁面緑化などにより、建物の屋根面、壁面の高温化を抑制します。	実施する対策を具体的に記載してください。 実施する場所や面積等についても記載してください。 【例：A棟屋根面への高反射率塗料（ 500 m^2 ）の塗布、建物南側の壁面緑化（ 100 m^2 ）、屋上緑化（ 120 m^2 ）など】
68.「地表面の高温化抑制」 遮熱性・保水性舗装、再帰性高日射反射率建材の採用、吹田市開発事業の手続き等に関する条例に定める基準以上の緑化面積の確保などにより、地表面の高温化を抑制します。	実施する対策を具体的に記載してください。 実施する場所や面積等についても記載してください。 【例：プレイロットに保水性舗装（ 100 m^2 ）、吹田市開発事業の手続き等に関する条例に定める基準以上の緑化もしくは同条例の緑化率に換算されない緑化など】
69.「動植物の生息や生育への配慮」 事前に事業計画地とその周辺の自然環境調査を行い、動植物の生息や生育環境に配慮します。	①自然環境調査を行う場合 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。 ②自然環境調査を行わない場合 動植物の生息や生育への配慮について、具体的に記載してください。 【例：事業計画地に隣接する緑地と連続して緑地を配置、吹田市開発事業の手続き等に関する条例に定める基準以上の緑化もしくは同条例の緑化率に換算されない緑化など】
70.「地域のシンボルツリーの保全」 地域のシンボルとなっていた大きな樹木は、で	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。

きるだけ伐採を避け、既存の植生や地形を活かして設計します。	事業計画地にシンボルツリーがない場合には、チェックを「該当なし」とし、実施内容を「事業計画地にシンボルツリーがないため」のように記載してください。
71. 「既存の植生の保全」 既存の植生や地形を改変する場合は、移植などにより既存の植生の保全を図るとともに、表土は適切に保管し、植栽などに利用します。	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。 既存の植生がない場合には、チェックを「該当なし」とし、実施内容を「既存植生がないため」のように記載してください。
72. 「地域に応じたみどりの創出」 事業計画地に隣接する緑地などと連続させたみどりの配置や自然環境が有する多様な機能を賢く利用するグリーンインフラの整備など、地域に応じた創意工夫によりみどりを創出し、良好な景観や生物の生息空間の形成に努めます。	地域に応じたみどりの創出について、具体的な取組内容を記載してください。 【例：事業計画地に隣接する緑地と連続させた緑地の配置、敷地内のオープンスペースや沿道部分の緑化、雨庭の設置、雨水涵養機能を持つ街路樹並木の整備など】 《補足》 グリーンインフラとは、自然が持つ多様な機能を賢く利用することで、持続可能な社会と経済の発展に寄与するインフラや土地利用計画のこと。
73. 「駐車場緑化」 駐車場の緑化を行います。	緑化する面積についても記載してください。 駐車場全面での緑化が難しい場合は、車止めの後ろ部分など、一部での駐車場緑化に努めてください。
74. 「屋上緑化など」 屋上緑化、壁面緑化、ベランダ緑化などを行います。	取組を具体的に記載してください。 場所や緑化する面積についても記載してください。
75. 「法面緑化」 開発により生じた法面に対して緑化を行います。	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。 緑化する面積についても記載してください。 法面がない場合には、チェックを「該当なし」とし、実施内容を「法面が生じないため」のように記載してください。
76. 「植栽樹種の選定」 植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
77. 「水資源の有効利用」 雨水を利用する設備（雨水タンク、散水設備な	導入する具体的な設備について、記載してください。容量等についても記載してください。

ど)を導入します。	【例：雨水タンク（3000）、散水設備など】
78.「雨水流出を抑制する施設の設置」 事業区域の面積に応じて、雨水流出を抑制するために、雨水貯留型施設又は雨水浸透施設等を設置します。	管路保全室との協議内容と整合を取ってください。 設置する具体的な設備について、記載してください。容量や箇所数等についても記載してください。 【例：雨水貯留槽（100t）、雨水浸透枳（5箇所）など】
79.「雨水浸透への配慮」 オープンスペース、駐車場などについては雨水浸透に配慮し、浸透性のある舗装などを採用します。	雨水浸透への配慮について、具体的に記載してください。箇所数や面積等についても記載してください。 【例：雨水浸透枳（5箇所）の設置、浸透性舗装（100㎡）、吹田市開発事業の手続き等に関する条例に定める基準以上の緑化もしくは同条例の緑化率に換算されない緑化など】
80.「騒音や振動を発生させる設備設置時の配慮」 空調機などの騒音や振動を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、壁などの遮音性の確保、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行います。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。 騒音や振動を発生させる設備の設置がない場合には、チェックを「該当なし」とし、実施内容を「騒音や振動を発生させる設備の設置がないため」のように記載してください。
81.「住宅における防音サッシ等の設置」 近くに幹線道路や鉄道があり入居者に騒音の影響が考えられる場合には、あらかじめ窓などに防音サッシ等を設置します。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 防音サッシの設置など、具体的な取組内容を記載してください。 非住宅や入居者に騒音の影響が考えられない住宅の場合は、チェックを「該当なし」とし、実施内容を「非住宅のため」や「近くに幹線道路や鉄道がなく、騒音の影響が考えられない住宅のため」のように記載してください。
82.「駐車場の配置計画時の配慮」 周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、駐車場の設置については、住居に隣接しない計画とするなど近隣に配慮した計画とします。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 駐車場の配置計画時の配慮について、具体的に記載してください。

83.「近隣への悪臭及び騒音の配慮」 近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口の位置、廃棄物置場の構造などに配慮します。	環境保全指導課、事業課との協議内容と整合を取ってください。 近隣への悪臭及び騒音の配慮について、具体的に記載してください。
84.「ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策」 ボイラー、タービン、エンジンなどの機器を設置する場合は、低 NOx 型機器を採用する等の排出ガス対策を行います。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。 ボイラーなどの機器設置がない場合には、チェックを「該当なし」とし、実施内容を「ボイラーなどの機器設置がないため」のように記載してください。
85.「屋外照明や広告照明設置時の配慮」 屋外照明や広告照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制します。	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
86.「建築資材による光の影響の考慮」 建築資材（ガラス、太陽光パネルなど）による太陽の反射光については、設置の際に光の影響を考慮します。	原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。 太陽光パネルの設置がない場合には、「太陽光パネル」の文言は削除してください。
87.「環境に配慮した塗料の使用」 塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物（VOC）の含有率が低いものを使用します。	環境保全指導課との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
88.「周辺の教育、福祉や医療施設への配慮」 〇〇に対して、騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をします。	〇〇には、周辺にある具体的な教育、医療、福祉施設の名称を記入してください。 周辺に教育、医療、福祉施設が無い場合には、チェックを「該当なし」とし、実施内容を「周辺に教育、医療、福祉施設が無い場合のため」のように記載してください。
89.「日照障害対策」 日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域（商業と工業地域を除く）を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減をします。	環境政策室(中高層担当)との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
90.「電波障害の事前把握及び近隣説明」 電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲図作成などにより事前	環境政策室(中高層担当)との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなりま

に把握し、近隣住民に説明します。	す。
91.「電波障害発生時の改善対策」 電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などによる改善対策を行います。	環境政策室(中高層担当)との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
92.「プライバシーの配慮」 近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策を講じるよう努めます。	環境政策室(中高層担当)との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
93.「地域への調和」 本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。	都市計画室との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
94.「景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計」 景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の基本目標と基本方針及び景域別景観まちづくり方針に基づいた計画と設計を行います。	都市計画室との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
95.「景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計」 景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画と設計を行います。	都市計画室との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。
96.「重点地区指定に向けた協議」 計画区域や建設敷地がおおむね1haを超えるときは、重点地区の指定について協議します。	都市計画室との協議内容と整合を取ってください。 1haを超える等、重点地区の指定について協議する場合には、実施内容を「・・・1haを超えるため、重点地区の指定について協議します。」のように記載してください。 1haを超えない等、重点地区の指定について協議しない場合には、チェックを「該当なし」とし、実施内容を「1haを超えないため」のように記載してください。
97.「景観形成基準の遵守」 景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。	都市計画室との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。

98.「屋外広告物に関する基準の遵守」 屋外広告物に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。	都市計画室との協議内容と整合を取ってください。 原則、ガイドライン記載内容どおりとなります。 屋外広告物の設置がない場合には、チェックを「該当なし」とし、実施内容を「屋外広告物の設置がないため」のように記載してください。
99.「歩行者が安全に通行できる工夫」 周辺状況に応じ、計画地内において、歩行者が安全に通行できる工夫をします。	工夫内容について、具体的に記載してください。 【例：敷地内での歩車分離、施設出入口にミラー設置、施設出入口を車道から離すことで見通しをよくするなど】
100.「災害に対する建築物・工作物の強靱性を高める取組」 耐震性能、防火性能の向上等、災害に対する建築物・工作物の強靱性を高める取組を行います。	危機管理室との協議内容と整合を取ってください。 地震、台風、大雨等の自然災害や火災の発生時に、著しい被害を発生させないため、建築物・工作物の強靱性を高める取組内容について、具体的に記載してください。 【例：耐震等級2又は3の取得、制震又は免震構造の採用、耐火等級の取得、宅内配管の耐震化、無電柱化など】
101.「災害時の自立性を維持する取組」 災害時の停電、断水等に対し、その復旧までの期間、自給自足を可能とする施設の設置等、災害時の自立性を維持する取組を行います。	危機管理室との協議内容と整合を取ってください。 地震、台風、大雨等の自然災害の被災後に想定されるライフラインの被害及び復旧期間と、被害の程度が大きいことが予想される戸建住宅の被災者が公的な避難所を利用する可能性が高いことを踏まえ、共同住宅においては、在宅避難生活の継続を可能とする取組、商業施設等においては、主に戸建住宅に居住する周辺住民の在宅避難生活の継続を補助する取組を行ってください。 取組内容について、具体的に記載してください。 【例：太陽光発電システム、蓄電池、自家発電設備等の自立電源の設置、防災備蓄倉庫の設置、電気自動車シェアリングシステムの導入、

	防災用ベンチ、ソーラー式 LED 灯の設置など】
102. 「災害時に備えた地域等との連携に関わる取組」 地域や行政との協定の締結、自主防災組織の結成への誘導等、災害時に備えた地域等との連携に関わる取組を行います。	危機管理室との協議内容と整合を取ってください。 地震、台風、大雨等の自然災害や火災の発生時等に備え、共同住宅においては、居住者、周辺住民及び行政（吹田市又は大阪府）との連携に関わる取組、商業施設等においては、周辺住民及び行政（吹田市又は大阪府）との連携に関わる取組を行ってください。 取組内容について、具体的に記載してください。 【例：自主防災組織の結成、発災時における地域との連携に係る覚書の締結、吹田市との災害協定（車両避難、テント避難等の受け入れなど）の締結など】
103. 「災害時の避難や救助等の応急対応に関する取組」 災害時の支援拠点や避難場所として活用可能な空間の整備等、避難や救助等の応急対応に関する取組を行います。	危機管理室との協議内容と整合を取ってください。 地震、台風、大雨等の自然災害や火災の被災時に避難や救助等の応急対応を円滑に実施するために必要な支援拠点や避難場所、避難経路の確保に関わる取組を行ってください。 取組内容について、具体的に記載してください。 【例：居住者の支援拠点に活用できる空間（集会施設、広場）等の整備、帰宅困難者の一時避難等の受け入れが可能な空間の整備、エレベーターや玄関ドアの閉じ込め対策、AED（自動体外式除細動器）の設置など】
104. 「犯罪を発生させない都市（まち）づくりに関する取組」 防犯カメラの設置等、犯罪を発生させない都市（まち）づくりに関する取組を行います。	危機管理室との協議内容と整合を取ってください。 取組内容について、具体的に記載してください。 【例：防犯カメラの設置、見通しの良い外構の整備、LED 灯の整備など】
105. 「犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組」 パトロールや見守り等、犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組を行います。	危機管理室との協議内容と整合を取ってください。 取組内容について、具体的に記載してください。

	【例：パトロール隊の結成、声掛け運動への参加など】
--	---------------------------

(4) 参考資料の提出

ア 環境まちづくり方針の提出時には、採用する予定の設備や製品等について、カタログ等の資料を参考資料として添付してください。

【該当する取組事項：57、58、59、61、63、64、65、67、68、77、79、81】

イ 環境まちづくり実施報告書の提出時には、採用した設備や製品等について、カタログ等の資料を参考資料として添付してください。

【該当する取組事項：55、56、57、58、59、61、63、64、65、67、68、77、79、81】

また、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等について、実施写真を添付してください。

【該当する取組事項：73、74、75】